

保土ヶ谷区から市外への引っ越し

引っ越し手続き **4**

令和3年10月更新

■保土ヶ谷区から市外に引っ越される方の区役所での主な手続きのご案内です。

■各手続きの詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

※横浜市の市外局番は「045」です。

保土ヶ谷区役所

項目	保土ヶ谷区での手続き □手続きに必要なもの	受付窓口	新住所地での手続き □手続きに必要なもの
市外への引越し	転出届(引っ越しの約2週間前から) ▽転出証明書をお渡しします。 ▽外国人市民の方も転出届を行っていた 必要があります。 ▽マイナンバーカード・住民基本台帳カード を利用した転出届を行う場合は、カード と暗証番号が必要になります。 □マイナンバーカード・住民基本台帳 カード	本館1階 4番 戸籍課 登録担当 334-6234	転入の手続き (新住所に住み始めた日から、14日以内) □転出証明書 □外国人市民の方は、在留カード・ 特別永住者証明書・外国人登録 証明書のいずれか □届出人の本人確認資料 ^{※1} ▽代理人(本人、同一世帯の方以外)が 手続きする場合は「委任状」と代理人の 本人確認資料をお持ちください。
印鑑登録	特にありません ▽転出予定日に抹消されます。 ▽転出予定日前日までに印鑑証明書が 必要になった場合は、印鑑登録証に 転出証明書を添えて請求してください。		必要な方は、登録の申請 □登録する印鑑 □届出人の本人確認資料 ^{※1}
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	特にありません ※ マイナンバーカードの交付申請中に転出さ れると、その申請は無効になります。		▽カードの住所変更手続き(お持ちの場合のみ) □マイナンバーカード □住民基本台帳カード(写真つき)
電子証明書	住所の異動により電子証明書は失効します。		▽電子証明書が必要な方は転入先で改めて 申請をしてください。
公立小中学校の児童・生徒	転学届 ▽学校に転学届を提出し、次の書類を 受け取ってください。 □在学証明書 □教科書用図書給与証明書	今までの学校	転入手続き、転校手続き □在学証明書 □教科書用図書給与証明書
国民年金(1号被保険者)	特にありません。 ▽新住所地で住所変更の手続きを行って ください。 ▽国外への転出の場合は、保土ヶ谷区で 手続きが必要です。 □年金手帳 □印鑑(朱肉使用)	本館1階 9番 保険年金課 国民年金係 334-6332	住所変更の手続き □年金手帳 □印鑑(朱肉使用)
国民年金(受給者)	特にありません。 ▽新住所地で住所変更の手続きを行って ください。 ^{※3}		住所変更の手続き □年金手帳
国民健康保険	国民健康保険証の返却 □国民健康保険被保険者証 □届出人の本人確認資料 ^{※1} □印鑑(朱肉使用)	本館1階 7番 保険年金課 保険係 334-6335	加入の手続き ▽新住所地にご確認ください。
介護保険被保険者証をお持ちの方 (介護認定申請中の方は※2参照)	介護保険被保険者証の返却 介護保険受給資格証明書の受領(要介護認定 を受けている方) □介護保険被保険者証 □届出人の本人確認資料 ^{※1} □印鑑(朱肉使用)		加入の手続き □介護保険受給資格証明書 (要介護認定を受けている方)
小児医療証(乳 医療証)	小児医療証の返却 □小児医療証 □印鑑(朱肉使用)	本館1階 8番 保険年金課 給付担当 334-6338	小児医療証の交付申請 □お子さまの健康保険証 □所得証明書(不要な場合もあります) □印鑑(朱肉使用)
後期高齢者医療被保険者証 【県外へ転出する方】	保険証の返還 □保険証 ▽県外へ転出の場合、負担区分証明 書を発行します		後期高齢者医療被保険者証の交付 □印鑑(朱肉使用) □前住所地交付の負担区分証明書 (県外のみ)
医療証(ひとり親家庭、重度 障害者等)	医療証の返却 □医療証 □印鑑(朱肉使用)		医療証の交付 □健康保険証 □印鑑(朱肉使用) ▽医療証ごとに必要書類があります。 新住所地にご確認ください。

※1 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付)。その他については電話や窓口等で必ず確認してください。

※2 介護認定を申請中の場合は、本館1階12番窓口(高齢・障害支援課 334-6395)への連絡をお願いします。

※3 日本年金機構に住民票コードが収録されている場合、お手続きは原則不要。

【裏面に続く】

項目	保土ヶ谷区での手続き □手続きに必要なもの	受付窓口	新住所地での手続き □手続きに必要なもの
身体障害者手帳 [◎] 療育手帳 [◎] 精神保健福祉手帳	手帳の住所変更手続き 特別乗車券等の返還 ▽◎印の手帳について対象者が18歳未満の場合 は 本館3階34番こども家庭支援課334-6297です	別館2階 高齢・障害支援課 334-6383	手帳の住所変更手続き □身体障害者手帳 □療育手帳 □精神保健福祉手帳 □印鑑(朱肉使用) □特別乗車証、福祉タクシー券 (受給者のみ)
敬老特別乗車証を持っている	敬老特別乗車証の返還	別館2階 高齢・障害支援課 334-6381	新住所地にお問い合わせください。
介護保険外のサービスを利用している(紙おむつ・あんしん電話・訪問理美容)	利用廃止の届出 □訪問理美容サービス利用券(受給者のみ)	別館2階 高齢・障害支援課 334-6324	新住所地にお問い合わせください。
児童手当	転出の届(受給事由消滅届) □印鑑(朱肉使用)	本館3階 34番 こども家庭支援課 334-6297	新住所地にお問い合わせください。
母子手帳を持っている	特にありません。 新住所地で手続きしてください。		母子健康手帳の異動手続き □母子健康手帳
子どもを認可保育所等(1号認定幼稚園含む)に預けている	□認定取消申請書 □利用取消申請書 □子ども・子育て支援給付支給認定証の返還 □利用施設変更届出書(幼稚園の場合)		引き続き横浜市内の保育所に入所する場合は、転出先の保育担当窓口へご相談ください。
児童扶養手当を受けている	家庭状況により必要書類が異なります。 詳細はお問い合わせください。		新住所地にお問い合わせください。
バイク(125cc以下)	廃車の手続き □ナンバープレート □標識交付証明書 □印鑑(朱肉使用) ※新住所地で標識変更の手続きができる場合がありますので、ご確認ください。	本館2階 27番 税務課 334-6244	登録の手続き □廃車証明書 □印鑑(朱肉使用) □届出人の本人確認資料 ^{※1} ▽詳細については、新住所地に確認の上、お手続きください。
住民税	特にありません。 住民税の場合、賦課期日1月1日に居住している市区町村で1年分の住民税が課税されます。	本館2階 27番 税務課 334-6241	特にありません。 新住所地では、1月1日に居住していなければ住民税は課税されません。
犬の登録	特にありません。 新住所地で手続きしてください。	本館3階 30番 生活衛生課 環境衛生係 334-6363	登録事項の変更届 □犬鑑札 □当該年度の注射済票

※1 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付)。その他については電話や窓口等で必ず確認してください。

■転出証明書について

- ・転出を取りやめたとき ⇒ 転出証明書と本人確認資料を持って、本館1階4番窓口へ(転出取消)
- ・転出証明書を紛失したとき ⇒ 本人確認資料を持って、本館1階4番窓口へ(転出証明書の再発行)
- ・転出予定日や新住所地が変更になったとき ⇒ 転出証明書はそのまま使用できます。
新住所地の市区町村で手続きをしてください。

新住所地では、住み始めた日から14日以内に転入の手続きをしてください。

■国外への転出届をされた方が、帰国し転入届をする場合

- ・国外への転出の場合転出証明書は発行されません。
- ・帰国して転入届を行う場合は、次の書類を転入先市町村の窓口にお持ちください。

- | | | |
|---------|----------------------------|--|
| 【日本人市民】 | パスポート … 転入される方全員分をお持ちください。 | (※ 自動化ゲートで入国された方は、
入国日が確認できる書類(チケット等)をお持ちください。) |
| | 戸籍謄本・抄本 | いずれも、本籍地の市区町村で取得してください。
(本籍地以外では取得できません。横浜市に本籍がある方は不要。) |
| | 戸籍の附票 | |
| 【外国人市民】 | パスポート … 転入される方全員分をお持ちください。 | (※ 自動化ゲートで入国された方は、
入国日が確認できる書類(チケット等)をお持ちください。) |
- 在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書 … お持ちのかたはご持参ください。